

平成 28 年 12 月 20 日

文化審議会著作権分科会 御中

初等中等教育段階における教育の情報化の推進に向けた著作物利用の  
円滑化に向けた権利制限規定の見直し等に関する要望

全国都道府県教育委員会連合会  
全国市町村教育委員会連合会  
全国連合小学校長会  
全日本中学校長会  
全国高等学校長協会  
日本私立小学校連合会  
日本私立中学高等学校連合会  
全国国立大学附属学校連盟

中央教育審議会においては、平成 26 年 11 月、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問がなされ、本年 8 月、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」が取りまとめられたところですが、審議のまとめにおいては、授業での ICT 活用が着実に進展し、ICT を活用した教育は「主体的・対話的で深い学び」の実現に大きく貢献するものであると指摘されるなど、教育の情報化の推進は極めて重要なものと考えられています。

こうした中、文化審議会においても、教育の情報化の重要性を踏まえ、ICT を活用した教育を促進するための著作権法制度やライセンス体制の在り方等に関する検討がされているところですが、とりわけ、著作権法第 35 条における権利制限規定について、①授業の過程における他人の著作物の公衆送信について異時送信の場合についても権利制限の対象とすることの必要性・正当性

や、②当該権利制限に伴い補償金請求権を付与することについて、さらに③教員が他人の著作物を用いて作成した教材の他の教員や教育機関等との共有について審議がなされてきたところと認識しています。

このため、今後、文化審議会において、教育の情報化の推進に資する権利制限規定の見直し等についての議論が一層深められ、結論が得られたものから順次速やかに実現されるよう、学校におけるICTを活用した授業におけるデジタル教材等の活用の実態を踏まえ、下記のとおり、要望いたします。

## 記

### 要望事項

- (1) 授業の過程における他人の著作物の公衆送信について、異時送信の場合についても権利制限の対象とすること

教育の情報化が進展し、学校において授業にICTを活用する機会が増大してきています。その活用の仕方についても、教材を単に大型提示装置や児童生徒の教育用コンピュータに提示するだけでなく、児童生徒がそれらをもとに調べたことや考えたことをまとめたり話し合ったりする学習活動もICTを活用して行われています。今後、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や個に応じた指導の一層の充実が求められる中、授業におけるICTの活用は一層多様化していくものと考えられます。

その一つとして、学校内外のサーバーに教材（必要に応じて権利処理の手続きをしたもの）を蔵置し（利用者の範囲を児童生徒等に限定して）、個々の児童生徒が予習・復習のためにそれらを活用したり、いわゆる反転授業を行ったりするといったことも、子供たちの学びを豊かにしていくものとして、一部の地域・学校で取り組まれつつあり、今後広がりを見せるものと考えられますが、現状においては、その際に優れた著作物を教材として活用することに大きな制

約があると言わざるを得ません。

このため、授業の過程における他人の著作物の公衆送信について、異時送信の場合についても権利制限の対象とすることを検討されるよう要望します。

(2) 他人の著作物を用いて作成した教材の他の教員や教育機関等との共有について権利制限の対象とすること

教員が作成した教材を学校や地域の教員間で共有することは、個々の教員の得意分野を生かしつつ、学校や地域全体の教員の指導力を高め、授業の質を向上させ充実させていく上で極めて有効です。そのため、学校内外のサーバーに自作教材（必要に応じて権利処理の手続きをしたもの）を蔵置し、教員間で共有して授業や教材研究に活用することも広がりを見せつつあります。

現状においては、教材作成の際に他人の著作物の一部を利用する場合、その手続きが煩雑であることなどから、利用可能な著作物が権利処理の不要なものに限定され、優れた著作物を教材として活用できなかつたり、権利処理を外部に委託する等の取組を行っている教育委員会も一部にはあるものの、その経費が高額であるために広がりが見られなかつたり、国・私立の学校ではそのような方策をとりにくかつたりするというのが実情です。

このため、他人の著作物を用いて作成した教材の他の教員や教育機関等との共有についても権利制限の対象とすることを検討されるよう要望します。

(3) 補償金請求権の対象範囲は、複製等は引き続き無償とするとともに、授業の過程で行う異時の公衆送信についても極力低廉なものとし、徴収分配体制についても簡便な仕組みを構築すること

学校教育は、将来のクリエイター（著作権者）をはぐくみ、また、著作物の利用者のすそ野を広げることにつながるものであり、学校教育における著作物の利用は文化の発展に寄与するものと考えます。他方、学校においては、一般

に教材等に支出できる経費には厳しい制約があるのが実情です。著作物を教材として活用する際に高額な補償金が必要であれば、優れた著作物を教材として活用することが事実上困難になります。

また、仮に補償金を個別に著作権者に対して支払うことが必要となれば、連絡先がわからないなどの事情から、膨大な手続きを要することが予想されます。今日の教員は多忙を極め、その事務負担の軽減が強く求められているところでもあり、学校に更に複雑な事務処理を求めることは現実的ではありません。

このため、上述のような学校教育における著作物の利用が文化の発展に果たす意義や学校の実情を踏まえ、補償金請求権の対象範囲は、複製等は引き続き無償とするとともに、授業の過程で行う異時の公衆送信についても極力低廉なものとし、徴収分配体制についても簡便な仕組みを構築することを検討されるよう要望します。

#### (4) 権利処理をより円滑に行うための環境の整備について

許諾を得て著作物を利用する必要がある場合に、どこに許諾を求めればよいのかといったことがわからなかったり、手続きが煩雑で許諾に日数を要したりすることから、著作物の利用を敬遠し、結果的に優れた著作物を教材として活用できないということも少なくないのが実情です。そのため、多様な著作物の利用や権利処理についての相談ができる一元的な窓口を設けることや、利用者にとってわかりやすい形で利用許諾条件を明示することなど、権利処理をより円滑に行うための環境を著作権管理団体等において整えられるよう要望します。

#### (5) 著作権や著作物の利用に関する研修・普及啓発について

教員については、著作権や権利処理に関する知識を十分に持ち合わせていないといったことが指摘されています。学校における著作物の適切な利用という側面だけでなく、児童生徒に著作権に関して適切な指導を行う上でも、著作権に関する研修・研鑽を積極的に促していくなど、まずは、各学校や教育委員会

等において教職員に対する普及啓発に努めていくことが重要であり、各団体においてもそうした取組を促進していきたいと考えています。

その一方で、教員は著作権を尊重する意識や遵法意識は高いものの、具体的に著作物のどのような利用が可能で、どのような利用が権利侵害になるのか、著作権処理をどのように進めればよいのかがわからないというのが実情です。また、(4)において述べたように、手続きが煩雑であったり許諾に日数を要したりすることから、著作物の利用を敬遠し、結果的に優れた著作物を教材として活用できないということも少なくないのが実情です。

今日の教員は多忙を極めており、多くの教員が著作物利用に関する長時間の研修を受講することは現実的ではありません。著作物利用に当たっての著作権法に関する明確な指針や権利処理の具体的なノウハウが簡便な研修資料（パンフレットやウェブサイト等）として示され、それらを活用して短時間で研修したり、いつでも参照したりできることが望まれます。

このため、権利者と利用者である教育関係者との間での対話が重要であると考えます。その上で、権利者団体や関係機関、有識者等並びに教育関係者が協力して、著作物利用の明確な指針を策定することが望まれます。また、それを基に具体的で簡便な研修教材が作成・提供されることが望まれるところです。その際、国等においては、指針の策定や研修教材の作成が適時かつ円滑に進むよう、必要な助言や支援を行い、学校における著作物の適正かつ有効な利用を推進されるよう要望します。